

グリーンプロシューマリズムと有機表示 (途中経過報告)

齋藤 實 男

‘Not consume it’, but ‘Prosume it’. Why is the Organic Certification necessary? Because a ‘consumer’→ a prosumerism (producer + consumer, Tofler A.) activist = prosumerist needs it to buy the real organically grown produce differentiated from conventionally grown ones and the real organic farmer should be differentiated from the conventional one. Concretely speaking, it is shown by the label which is put on the organically grown produce certified by the organization authorized by Japanese MAF (Ministry of Agriculture and Forestry).

This data notebook about the Organic Certification by Japanese MAF shows and comments a little the current (13/September/1999) draft to carry out the New JAS (Japanese Agricultural Standards) 1/April/2000 for Green Prosumerists.

序

「買ってはいけない」から「作らせてはいけない」へ。脱環境ホルモン志向 = 短期的な健康志向 (→ 長期的な地球環境志向) の私的な「消費」者 (P: People) は、民間の農業者/農業組織・食品加工業者 (E & F: Enterprise = Food Processor & Farmer) に対して、どのような内容 (Product)・価格 (Price) のオーガニック農産物・オーガニック食品を求め、どこ (Place)

で流通・販売して欲しいのか、またどのような情報 (Promotion) = 有機認証の表示を求め、生産・流通側 (E & F) と「消費」側 (P) の生産・流通過程に関わる情報の「非対称性」を打破・克服しようとしているのか？ また、公的な国 (S : State) = MAF (農水省 Ministry of Agriculture and Forestry) に対して、この認証表示が、どのような内容のものになることを求めているのか？

本資料は、このように公と私・3 S 軸 (時間 [Span] 軸—空間 [Space] 軸—種 [Species] 軸) の長い地球環境とその短い人間の欲望/便宜性などの相矛盾し、また相互に増幅し合う E (F) — S — P の三者相互媒介的作用というグローバルなダイナミズムの大枠の中に、ローカルな法規制である有機農産物の認証問題を位置づけ、そのダイナミズムを視座に据えてこの認証問題を分析するための準備作業として、若干の最新資料を紹介するものである。

資料紹介は、グリーンプロシューマリズム実践・志向者 (= プロシューマリスト) ・有機農家 (= プロシューマー) ・「消費」者向けの実用性を狙って、まず個別具体的な資料を紹介し、それを上のような問題意識 = 視点から分析し一般的抽象的な論旨に至る、という下向法を採用した。

資料紹介

JAS 法改正と有機表示、有機表示細則案 (= 途中経過 (MAF)) について、JAS 法改正趣旨と「有機農産物の特定 JAS 規格細則」[案] を、特にグリーンプロシューマリストのために紹介しておきたい。

視座は、次の2つである。1 : 「消費」者保護・健康維持のために「知る権利」を保証できるものかどうか？ ニセ表示を食い止められるかどうか

か？ 2：地球環境保全・農家の健康維持のために、一般の慣行栽培農家をいかに有機農家に転換できるか？

グリーンプロシューマリズムの観点からは、特に1が重要である。ちなみに、鈴木博氏のMAFの主要都市主婦対象のアンケート調査（「食料品消費モニター調査」1990年）の引用によれば、有機農産物を「購入しない理由として」「近くで売っていない（46%）」「表示が信用できない（16%）」「一般野菜との違いがわからない（14%）」となっている（[Suz・H-1] p.241）。産「消」提携という理想のみを追求できない、主婦の社会進出（共働き）や専門流通事業体の参入、一般小売店での販売など多様な流通が生まれた以上、このような「消費」者側の課題をソリューションするマーケティング、とりわけマーケティングコミュニケーションのためにも認証表示は必要なのである。

さて、第1にJAS法改正趣旨は次のように、第19条の8に語られている（99年8月MAF表示担当者から資料を頂いた）。

「第19条の8：農林水産大臣は…一般消費者がその（JAS規格制定農林物資の）購入に際してその品質を識別することが…必要な…もののうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要（から）政令で指定するものについては…その…表示について、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。」（（ ）内齋藤）

この改正JAS法では、従来のガイドラインとは異なって、カリフォルニア州法並（アメリカ連邦法有機食品法91年制定は遺伝子組換えを巡って紛糾し、現在未施行だが罰則あり）の罰則規定があり、有機農産物のニセ表示ラベルを農産物・加工食品のパッケージまたは現物に張った場合、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金を科される。

次に、有機農産物・転換中・加工品についてのホットな基準細則（MAF案：審議中、中島紀一氏より資料提供）を紹介しておきたい。

I 「有機農産物の特定 JAS 規格（第19条の8に基づく細則）[案]」（MAF13/Sep/1999）

第1条（適用範囲「畜産物以外の農産物」以下（ ）内齋藤）

第2条（定義）1. 有機農産物：以下(1), (2)の方法で生産・採取される「農産物の内第3条の基準を満たすもの」

(1) 「農業の自然循環機能（を）維持増進」するような「栽培管理方法を採用し（て）…生産される農産物（含む「山菜，きのこ及び樹木の花，葉等」，除く「加工したもの」）」

(2) 自生農産物の「採取場の生態系」の維持可能な方法で採取される自生農産物。

2. 慣行生産：「有機農産物の生産」以外の生産方法

3. 種苗：「種子，苗，苗木，穂木，台木」など

第3条（規格・基準 [O：Organic 有機農産物，C：Conversion 転換期間中有機農産物]）

1. 「ほ場の条件」

(1) 「慣行生産するほ場（含む林地・道路・その他）から肥料又は農薬の飛散の影響が生じない（こと）」（O&C）

「水田…は，その用水が汚染されていないこと」（O&C）

(2) 「果樹等の多年生作物…（の）場合…は最初の収穫前に3年以上，それ以外…は播種又は定植前に2年以上（無汚染の新開拓地・2年以上の休耕地では12か月以上）の間，ほ場…採取場（での）肥培管理…農産物栽培（＝「有害動植物の防除の基準に基づく」栽培）が

行われている…こと」(O) (C:「肥培管理」「有害動植物の防除の基準に基づく」栽培が12か月以上行われている…こと)」

- (3) 「採取場は慣行生産ほ場から（離れ）…採取前3年以上（別表1・2）以外のものが使用されていないこと」(O)

2. 「肥培管理」

- (1) 「土づくり・・・を通じて土壌肥沃度維持管理」(O&C)
(2) 「肥料・土壌改良資材…は別表1…に（限定）」(O&C)

3. 「種苗」

- (1) この第3条の有機農産物の「生産方法の基準に適合するもの…ただし（入手不可なら）この限りではない」
(2) 「遺伝子組換え技術…によって得られたものでないこと」(O&C)

4. 「有害動植物の防除」

- (1) 防除についての耕種・物理・生物的「防除の適切（な）組合わせ」(O&C)
(2) 農薬は、別表2以外は使用不可 (O&C)

5. 「輸送，選別，調製，洗浄，貯蔵，包装等」

- (1) 上の流通過程で有機以外が混入しないこと (O&C)
(2) 上の流通過程で「有害動植物の防除又は品質の保持改善に使用する資材は」別表2・3のも，可 (O&C)
(3) 照射不可 (O&C)
(4) 汚染防止管理必 (O&C)

6. 「表示方法」

- (1) 「「有機農産物」又は「有機栽培農産物」と記載」ただし，それらまたはオーガニックの前後に，「農産物の名称」記載可 (O) (C:この(1)の前後に「転換期間中」と記載)

- (2) 採取場のものは「有機農産物」と記載)ただし、それらまたはオーガニックの前後に、「農産物の名称」記載可 (O)

別表 I - 1 「肥料及び土壌改良資材」基準

- (1) 「農産物及びその残さの堆肥・家畜及び家禽排泄物由来の堆肥・食品製造等由来の堆肥・生ゴミ堆肥・バーク堆肥」= 「原料由来が明確で、化学的に合成された物質を添加していないもの」
- (2) 「魚かす粉末・なたね油かす及びその粉末・米ぬか油かす及びその粉末・大豆油かす及びその粉末・蒸製骨粉・窒素質グアノ・乾燥藻及びその粉末・草木灰」= 「化学的に合成された物質を添加していないもの」
- (3) 「炭酸カルシウム肥料」= 「天然鉱石を粉砕したもの（含む苦土炭酸カルシウム）」
- (4) 「貝化石肥料」= 「化学的に合成された苦土肥料を添加していないもの」
- (5) 「硫酸加里」= 「天然鉱物を水洗精製したもの」
- (6) 「天然りん鉱石・硫酸加里苦土」= 「カドミウムは五酸化リンに換算して1 kg 中90mg 以下であること」
- (7) 「硫酸苦土肥料」= 「ニガリを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したもの」
- (8) 「石こう（硫酸カルシウム）・硫黄・泥炭・ベントナイト・パーライト・ゼオライト・バーミキュライト・けいそう土壌成粒…」= 「原料、製造方法が明らかな天然物質又は天然物質由来で化学的に合成された物質を添加していないもの」
- (9) 「微量元素複合肥料」= 「マンガン、ほう素等微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合で微量元素以外の化学的に合成

された物質が添加していないもの」

- (10) 「塩化ナトリウム」= 「採掘された塩のみ」
- (11) 「リン酸アルミニウムカルシウム」= 「カドミウムは五酸化リンに換算して1kg中90mg以下」
- (12) 「木酢・さらし粉」= 「化学的に合成された物質を含まないもの」
- (13) 「その他の肥料及び土壌改良資材」= 「植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物（生物を含む）であって、天然物質又は天然物質由来で化学的に合成された物質を添加していないもの」

別表 I - 2 「農薬」基準

（基準A「農薬の容器等に表示された使用方法を遵守すること」）

- (1) 「除虫菊乳剤・デリス乳剤・デリス粉・デリス粉剤・なたね油乳剤・マシン油エアゾル・マシン油乳剤・硫黄くん煙剤・硫黄粉剤・硫黄/銅水和剤・水和硫黄剤・シイタケ菌糸体抽出物液剤・炭酸水素ナトリウム水溶剤・炭酸水素ナトリウム/銅水和剤・銅水和剤・銅粉剤・液化窒素剤・天敵等生物農薬・性フェロモン剤・誘引剤・忌避剤・クロレラ抽出物液剤・混合生薬抽出物液剤・ワックス水和剤」= 「基準Aのみ」
- (2) 「生石灰」= 「ボルドー剤調合用（の）使用」+ 「基準A」
- (3) 「ガゼイン石灰・パラフィン」= 「展着剤（用）使用」+ 「基準A」
- (4) 「二酸化炭素剤・ケイソウ土剤」= 「保管施設で（の）使用」+ 「基準A」

別表 I - 3 「調製等資材」基準

(基準 B 「遺伝子組換え技術によ (る) ものを除く」)

- (1) 「炭酸カルシウム・水酸化カルシウム・二酸化炭素・窒素・エタノール・ガゼイン・ゼラチン・活性炭・タルク・ベンナイト・カオリン・ケイソウ土・バーライト・DL-酒石酸・L-酒石酸・DL-酒石酸水素カリウム・L-酒石酸水素カリウム・DL-酒石酸ナトリウム・L-酒石酸ナトリウム・クエン酸・微生物由来の調製等資材・酵素」= 「基準 B」
- (2) 「その他の調製等資材」= 「農産物の輸送, 選別, 調製, 洗浄, 貯蔵, 包装等の工程に必須の資材で, 天然物質又は天然物質由来で化学的に合成された物質を添加していないもの」= 「基準 B」

II 「有機農産物加工食品の特定 JAS 規格 (第19条の 8 に基づく細則) [案]」 (MAF13/Sep/1999)

「制定の趣旨」 「消費者の健康・安全志向の高まり等を背景に」 有機農産物「加工食品の流通が増加…しかし, その中には, 原料の生産段階までは有機的に栽培されていても, その流通・加工段階において有機的な方法で取り扱われていたかどうか不明確なまま, 消費者に誤認を与えかねないような表示がされている商品も存在している。そこで…特定 JAS 規格を制定し, (その) 定義, 生産 (=加工) の方法及び表示についての基準を明確化することにより, 表示の信頼性を確保し, (その) 価値を正当に評価できるようにする」

第 1 条 (適用範囲「畜産物を主原料とするもの以外の加工食品」)

第 2 条 (定義) 1. 有機農産物加工食品: 有機農産物 (I 第 2 条) を機械的, 物理的若しくは生物的な加工方法により製造又は加工したもの (含むさらに加工したもの) ものの内 II 第 3 条の基準を満たすもの」

第3条（加工の規格・基準）

1. 「原材料」：次の(1)～(5)以外（含む加工助剤）使用不可

- (1) 有機農産物
- (2) 有機農産物加工食品
- (3) 農畜水産物及びその加工品（(1)(2)以外，照射・遺伝子組換えによるもの不可）
- (4) 食塩，水
- (5) 別表II-1に掲げるもの

2. 「原材料の使用割合」

95%（[(1)有機農産物+(2)有機農産物加工食品-食塩-水]/原材料=重量比）以上。　〈分子=(1)+(2)-食塩-水，分母=原材料〉

3. 「製造・加工・包装管理」

- (1) 製造・加工方法=機械的・物理的・生物的方法（遺伝子組換えの酵素使用不可）
- (2) 照射不可
- (3) 別表II-2の農薬（原材料・製品への混入不可）のみで病虫害防除
- (4) 他の農産物・加工食品との混合不可（しきりやその他の工夫必）
- (5) 汚染防止

第4条（表示方法と基準）

1. 「名称」

- (1) O：「有機農産物加工食品」と表示。ただし，「有機農産物」「有機」「オーガニック」の前後に，「加工食品の名称」記載可（Oのみ，除くC転換期間中有機農産物）
- (2) C：「転換期間中」と(1)の前後に記載（C転換期間中有機農産物を一部又は全部使用の加工食品）

2. 「原材料名表示」

- (1) O：「「有機」等の文字を冠して記載」（原材料がO）
- (2) C：「「転換期間中」と記載」（原材料がC）

別表Ⅱ－1 食品添加物基準（基準B「遺伝子組換え技術によ（る）ものを除く」）

- (1) 「DL-リンゴ酸・L-アスコルビン酸・炭酸カルシウム・炭酸アンモニウム・炭酸マグネシウム・水酸化カルシウム・DL-酒石酸・L-酒石酸・アルギン酸・アルギン酸ナトリウム・カロブビーンガム・グアーガム・トリアカンソスガム・カラヤガム・ガゼイン・ペクチン・ミックストコフェロール・タルク・ベントナイト・カオリン・ケイソウ土・パーライト・活性炭・窒素・酸素・二酸化炭素」=基準Bのみ
- (2) 「クエン酸」=「pH 調製剤として（は）野菜（含むきのこ類）・加工品・果実加工品に（のみ）」+「基準B」
- (3) 「乳酸」=「野菜加工品に（のみ）」+「基準B」
- (4) 「タンニン」=「ろ過助剤として（のみ）」+「基準B」
- (5) 「硫酸」=「砂糖類製造における抽出水の pH 調製剤として（のみ）」+「基準B」
- (6) 「炭酸ナトリウム」=「菓子類・砂糖類（用のみ）」+「基準B」
- (7) 「炭酸カリウム」=「穀類加工品・菓子類・果実加工品の乾燥（用のみ）」+「基準B」
- (8) 「塩化カリウム」=「野菜加工品・果実加工品・調味料・スープ（用のみ）」+「基準B」
- (9) 「塩化カルシウム」=「凝固剤（用）・食用油脂・農産加工品・果実加工品・豆類 調整品（用のみ）」+「基準B」

- (10) 「塩化マグネシウム・粗製海水塩化マグネシウム」= 「凝固剤（用）・豆類調整品（用のみ）」+ 「基準B」
- (11) 「水酸化ナトリウム」= 「砂糖類加工（用）・穀類加工品のpH調製剤として（のみ）」+ 「基準B」
- (12) 「水酸化カリウム」= 「砂糖類加工（用）pH調製剤として（のみ）」+ 「基準B」
- (13) 「DL-酒石酸ナトリウム・L-酒石酸ナトリウム」= 「菓子類用のみ」+ 「基準B」
- (14) 「DL-酒石酸水素カリウム・L-酒石酸水素カリウム」= 「穀類加工品・菓子類（用のみ）」+ 「基準B」
- (15) 「硫酸カルシウム」= 「菓子類・豆類調整品・パン酵母（用のみの凝固剤（用）」+ 「基準B」
- (16) 「アラビアガム」= 「食用油脂・菓子類（用のみ）」+ 「基準B」
- (17) 「キサンタンガム」= 「食用油脂・野菜加工品・果実加工品・菓子類・調理食品（用のみ）」+ 「基準B」
- (18) 「エタノール」= 「溶媒（用のみ）」+ 「基準B」
- (19) 「酵素処理レシチン・酵素分解レシチン・植物レシチン・卵黄レシチン」= 「漂白処理（や）有機溶媒処理（したものの不可）」+ 「基準B」
- (20) 「二酸化珪素」= 「ゲル（や）コロイド溶液（用のみ）」+ 「基準B」
- (21) 「ミツロウ・カルナウバロウ」= 「分離剤（用のみ）」+ 「基準B」
- (22) 「香料」= 「天然香料基原物質（のみ）」+ 「基準B」
- (23) 「その他の食品添加物」= 「必須であるもの・栄養価/品質を保持するもの・天然物質（「消費者を欺瞞しない程度に魅力を付与するものうち」の天然物質）+ 「基準B」

別表II-2 「農薬」基準

(基準A「農薬の容器等に表示された使用方法を遵守すること」)

- (1) 「除虫菊乳剤・デリス乳剤・デリス粉・デリス粉剤・なたね油乳剤・マシン油エアゾル・マシン油乳剤・硫黄くん煙剤・硫黄粉剤・硫黄/銅水和剤・水和硫黄剤・シイタケ菌糸体抽出物液剤・炭酸水素ナトリウム水溶剤・炭酸水素ナトリウム/銅水和剤・銅水和剤・銅粉剤・液化窒素剤・天敵等生物農薬・性フェロモン剤・誘引剤・忌避剤・クロレラ抽出物液剤・混合生薬抽出物液剤・ワックス水和剤」=「基準Aのみ」
- (2) 「生石灰」=「ボルドー剤調合用(の)使用」+「基準A」
- (3) 「ガゼイン石灰・パラフィン」=「展着剤(用)使用」+「基準A」
- (4) 「二酸化炭素剤・ケイソウ土剤」=「保管施設で(の)使用」+「基準A」

以上の資料が示すように、1:「消費」者保護・健康維持のための「知る権利」については、罰則規定が評価できる。しかし、農薬基準について、魚毒性のあるマシン油などを認めたり、木酢の原料(廃建材の場合ホルムアルデヒド汚染の危険性あり)を問わないなど問題は残る。2:有機農家への転換増進については、営農指導・マーケティング指導が盛り込まれておらず、片手落ちになっている。

生産物の生産・流通加工や農法基準については、中島紀一氏も解説するように、水田用水が汚染されていないこと(都市水田には炭俵を置くなどの処置が必要、中島)、農地の無化学肥料・無農薬への転換後の経過年数が2.5年から2年になっていること、流通加工業者が小分けパックを作りJAS有機ラベル(シール)を張る場合は認証が必要(「古野さんがトラックに完全無農薬有機農業、と書いたり、パック外の運送用の箱に有機表示を

したり、お茶の包装の中に有機と書いたり、有機の説明をすることについては「認証不要」(中島)、「提携除外は無理」、遺伝子組換え・照射・ポストハーベストは駄目、従来の農水省の有機農産物表示ガイドラインにおける特裁はそのまま暫定的に残る(「有機」のみが抹消され、残りの特裁などが残る)に特色がある(中島紀一氏の間接報告(於:四季菜館, 25/Sep/99))。

ちなみに、I「有機農産物」第2条(定義)1(1)「農業の自然循環機能(を)維持増進」するような「栽培管理方法、(2)自生農産物の「採取場の生態系」の維持可能な方法で採取される自生農産物、これらについては周辺環境が加味されることになる。30/Sep/99の東海村 JCO の臨界事故のような放射能汚染(幸い農場への影響はない、との報道)や所沢市のダイオキシン汚染を想起されたい。不審な点・疑問点・意見は貴重なパブリックコメントとしてMAFにインターネットなどを通して寄せるべきである(中島)。

最後に、認証方法については、MAFの認可する認証機関(MOA・JONA・AFAS・NOAPA・AXIS・日本有機農業生産団体中央会・オーガニック認証協会・有機農業認証協会[N_{ih}・N-13/Jan/99]が候補)が、対象農家に有機農業の意志・コンセプトや農場・農作業の歴史や農場・作物へのインプット・アウトプットの作業などについての必要条項の記入を求め、それに基づいて農場・農家の現場に行き、土壌・周辺環境を監査し、農家に作業記録を求め、土壌検定(アウトソーシングで可、1農薬約1万円の検定料)・腐敗実験などを行い、学識経験者なども含めた第三者的な認証委員会で認証の有無を判定し、当の認証機関のJAS有機(第4条(表示方法と基準)1.「名称」に基づく)のラベル使用を認定する、というものである。取得コストはISO14001と同様、認証機関の監査・検定員の旅費・日当などとなる。

また、海外との相互認証については、(1)日本の MAF 認可の機関が、海外での認証済みの有機食品を日本へ輸入後認証した場合、(2)海外の認証機関が、日本属地の出先 (=子) 機関を出し、日本の MAF に認可されて認証した場合に認証扱いになる。

結

国家(MAF)公共性と企業国家的性格の両面についての認識の相違から、今回の JAS 有機認証についての評価が分かれている。我々は、産「消」提携の有機農家 (=グリーンプロシューマー) も、第三者認証を受ければ、提携「消費」者 = グリーンプロシューマリストの信頼をより一層増強することになる、という立場から本資料を紹介・コメントしてきた。ちょうど、ISO14001について、第三者認証を受けていないが、P-D-C-Aのシステムを構築している熊本市役所などが、認証を受ければ一層、市民などから信頼されるようなものである。

以上のような内容の JAS 有機法の背景について、我々は下向き国家論をベースにして、1. グローバルスタンダード (国際化)、2. 地球環境保全、3. 高付加価値型アグリビジネスの意図などを配慮した国家の農業政策・消費者保護政策の変容・進歩という観点から探索しなければならないが、それは別稿に譲りたい。

引用・参考文献・ビデオ・インターネット

- [C₀₁・T-1₀] Colborn Theo, Dumanoski Dianne & Myers John P., *Our Stolen Future*, Plum Book, 1997 (first 1996) ([C₀₁・T-1₁] 長尾力訳『奪われし未来』翔

- 泳社, 1997年。
- [F_{un}・S-1] 舟瀬俊介ほか『買ってはいけない』週刊金曜日, 1999年。
- [H_{at}・T-1] 波多野豪『有機農業の経済学』日本経済評論社, 1998年。
- [I_{ke}・K-1] 池崎喜一郎「有機農産物の認証と海外を含めた今後の流通動向について」1999年8月5日。
- [K_{at}・T-1] 加藤敏春『エコマネー』日本経済評論社, 1998年。
- [K_{oh}・N-1] 河野直践『協同組合の時代』日本経済評論社, 1994年。
- [K_{oh}・N-2] 河野直践『産消混合型協同組合』日本経済評論社, 1998年。
- [K_{ok}・C-1] 国民生活センター編(多辺田政弘/榎瀧俊子著)『日本の有機農業運動』日本経済評論社, 1981年。
- [K_{ok}・C-4] 国民生活センター編(榎瀧俊子/久保田裕子著)『専門流通事業体による有機農産物取扱いの実態』国民生活センター, 1990年。
- [K_{ok}・C-5] 国民生活センター編(榎瀧俊子/久保田裕子著)『多様化する有機農産物の流通』学陽書房, 1992年。
- [M_{AF}-1] 農水省「有機農産物の特定 JAS 規格 (第19条の 8 に基づく細則) [案]」13/Sep/1999。
- [M_{at}・K-1] 松本憲二「オーガニックの国際基準と改正 JAS 法」『中国との新しい食品ビジネスの可能性を探る』アジア開発銀行, 1999年9月。
- [N_{akj}・N-1] 中島紀一「有機農産物の基準・認証・表示法制化の動向と課題」『農業市場研究』第7巻第2号, 1999年3月。
- [N_{ak}・O-1] 中村修編著『農家のための産直読本』農文協, 1993年。
- [N_{em}・E-1] 根元悦子『最新版第二次改定版 まともな食べものガイド』学陽書房, 1997年。
- [N_{ih}・N-1] 日本農業新聞社『日本農業新聞ト』各年月日 (3/Jan/99は1999年1月3日発行)。
- [N_{ih}・S-1] 日本消費者連盟『消費者レポート』各年月 (98/2/7:1033は1998年2月7日発行, 第1033号)。
- [N_{ih}・Y-1] 日本有機農業研究会編『土と健康』日本有機農業研究会 (1971年9月号から毎月刊, たとえば [N_{ih}・Y-1₁₁₁] は『土と健康』No.111, [N_{ih}・Y-1₂₂₂] は『土と健康』No.222)。
- [O_{hs}・S-1] 大嶋茂男『環境の世紀の経営学』家の光協会, 1995年。
- [O_{hs}・S-2] 大嶋茂男『永続経済と協同組合』大月書店, 1998年。
- [S_{ai}・J-1] 齋藤實男『グリーン・マーケティング』同文館, 1993年。
- [S_{ai}・J-2] 齋藤實男『グリーンマーケティングII』同文館, 1997年。
- [S_{ai}・J-3] 齋藤實男「「グリーン」の時代の協同組合とは: 「グリーンプロシューマリズム」とネットワーク」『協同組合経営研究月報』No.538, 1998年7月。
- [S_{ai}・J-4] 齋藤實男『グリーンプロシューマリズム』同文館, 1999年10月。

- [S_{ai}・T-1] 佐藤富雄『市民が主役の有機農業』ダイヤモンド社, 1998年。
- [S_{no}・N-1] 食料・農業政策研究センター編『食料白書：食品・農産物の安全性』農文協, 1994年。
- [S_{uz}・H-1] 鈴木博「有機農業の新しい展開方向」九州産業大学『経営学論集』第2巻第3号, 1992年2月。
- [S_{uz}・H-1] 鈴木博『農協の准組合員問題』全国協同出版, 1983年。
- [S_{uz}・H-2] 鈴木博「有機農産物流通における消費者集団の実態」九州産業大学『経営学論集』第3巻第4号, 1993年。
- [S_{uz}・H-3] 鈴木博「岐路に立つ有機農業」『農業大論争』(別冊宝島145号) JICC, 1991年12月。
- [S_{uz}・H-4] 鈴木博「日本における有機農業の発展・変化の軌跡」長崎県立大学国際文化経済研究所『調査と研究』第26巻第1号, 1995年3月。
- [S_{uz}・H-5] 鈴木博「有機農業の現段階と課題」長崎県立大学国際文化経済研究所『調査と研究』第30巻第1号, 1999年3月。
- [T_{of}・A-1] Tofler Alvin, *The Third Wave*, William Morrow & Co., 1980 (徳山二郎監訳『第三の波』日本放送出版協会, 1980年)。
- [W_{at}・Y-1] 渡辺雄二『遺伝子組み換え食品最前線』家の光協会, 1998年。
- [Z_{en}・NV-1] 全国農業協同組合中央会〈農業の担い手をどうするか〉農文協, 1990年代。
- [Z_{en}・NV-2] 全国農業協同組合中央会〈取組もう! 快適なわがむら・まちづくり〉農文協, 1990年代。